

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
15	健康増進事業に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護を実施していることを宣言する。

### 特記事項

健康増進事業に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報の保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しては契約に含めることで万全を期している。

## 評価実施機関名

静岡県焼津市長

## 公表日

令和7年8月12日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の概要	<p>健康増進事業に関する事務は、健康増進法に基づく事業で、市民の健康増進を図るための事業を実施する事務であり、当該事業対象であることの確認及び事業の勧奨、保健指導の実施状況や各種健(検)診記録の管理を行うものである。</p> <p>行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①健康教育の予約受付及び参加状況の管理</li><li>②健康相談の受付及び実施内容の管理</li><li>③訪問指導の記録及び管理</li><li>④各種健(検)診の対象者を抽出し、受診券の作成と交付</li><li>⑤各種健(検)診の検査受診状況と結果等の記録管理 (精密検査が必要な場合は受診状況と結果等の記録管理を含む)</li><li>⑥個人情報を削除したデータを用い健康増進事業の実績を集計し国、県への事業実績の報告</li></ul> <p>健康増進事業の実施に関する事務では、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバーに格納する。中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを通じて関係する各機関と情報連携を行う。また、当事務において必要となる他機関が保有する情報について、中間サーバーを介して情報取得を行う。</p>
③システムの名称	住民健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
成人保健ファイル 各種がん検診(胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がん)及び歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診 保健指導ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表111の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】 番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項、第141条 【情報照会】 番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項、第141条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康づくり課
②所属長の役職名	健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	焼津市健康福祉部健康づくり課 425-8502 静岡県焼津市本町五丁目6番1号 054-627-4111
<b>8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ</b>	
連絡先	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津1丁目6番地の1 054-623-4791
9. 規則第9条第2項の適用	[ ]適用した
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> [ 1万人以上10万人未満 ] 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------	---------------------	---

判断の根拠	個人情報の取扱いについての研修を庁内で年に1回実施し、職員の教育を行っている。健(検)診に必要な個人情報を、委託先に受け渡す際は、暗号化及びアクセス制御されたセキュリティ対策を講じたファイルを使用している。委託契約の際には、個人情報の取扱い特記事項を遵守するよう伝えている。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
-------	--	--

## 9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[ ] 内部監査

[ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[ 十分に行っている ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ ] 全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策

[ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

個人情報の取扱いについての研修を庁内で年に1回実施し、職員の教育を行っている。データの取り出しは、週1回限られた時間内に行い、USBは、業務別に決められたものを使用し、必ず個人情報を削除するようにしている。USB使用者は、使用簿に日時、氏名、目的、個人情報の削除を記載し、上司が確認をしている。これらの対策を講じていることから、個人情報の漏洩、滅失、毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年11月6日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先	焼津市総務部総務課 法規文書担当 425-8502 静岡県焼津市本町二丁目16番32号 054-626-2151	焼津市健康福祉部健康増進課 425-0035 静岡県焼津市東小川一丁目8番1号 054-627-4111	事前	
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署②所属長	健康増進課長 池ヶ谷 友彦	健康増進課長 鈴木 英明	事前	
平成29年1月26日	評価実施機関名	静岡県焼津市長 中野 弘道	静岡県焼津市長	事前	
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署 ①所属	健康福祉部健康増進課	健康福祉部健康づくり課	事前	
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康増進課長 鈴木 英明	健康づくり課長 田島 和幸	事前	
平成30年4月1日	特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	焼津市健康福祉部健康増進課 425-0035 静岡県焼津市東小川一丁目8番1号 054-627-4111	焼津市健康福祉部健康づくり課 425-0035 静岡県焼津市東小川一丁目8番1号 054-627-4111	事前	
平成30年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市総務部情報政策課 情報政策担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市総合政策部情報戦略課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事前	
平成30年4月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市総務部情報政策課 情報政策担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市総合政策部ICT推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事前	
平成30年4月1日	評価実施機関における担当部署②所属長	健康づくり課長 田島 和幸	健康づくり課長	事前	
平成30年4月1日	IVリスク対策		新様式によりリスク対策の実施状況を追加	事前	
平成31年4月1日	②事務の概要	①健康手帳の交付申請等の受付及び情報の管理	削除	事前	
令和3年8月11日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市総合政策部ICT推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市行政経営部デジタル戦略課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事後	
令和3年8月11日	II-1 時点 II-2 時点	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年2月15日	②事務の概要	行政の手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という)	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下、「番号法」という。)	事後	
令和4年2月15日	②事務の概要	④各種健(検)診の予約受付と受診案内の送付	④各種健(検)診の対象者を抽出し、受診券の作成と交付	事後	
令和4年2月15日	②事務の概要	⑤各種健(検)診の検査受診状況と結果の管理及び結果通知書の送付	⑤各種健(検)診の検査受診状況と結果等の記録管理(精密検査が必要な場合は受診状況と結果等の記録管理を含む)	事後	
令和4年2月15日	②事務の概要	⑦健康づくりに関する自主活動グループの登録及び管理	削除	事後	
令和4年2月15日	II-2 取扱者数	500人以上	500人未満	事後	
令和4年2月15日	II-2 時点	令和3年4月1日時点	令和4年2月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月1日	②事務の概要		健康増進事業の実施に関する事務では、番号別表第二に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバーに格納する。中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを通じて関係する各機関と情報連携を行う。また、当事務において必要となる他機関が保有する情報について、中間サーバーを介して情報取得を行う。	事前	
令和4年6月1日	③システムの名称	住民健康管理システム	住民健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー	事前	
令和4年6月1日	2.特定個人情報ファイル名	成人保健ファイル、特定健診・保健指導ファイル	成人保健ファイル 各種がん検診(胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がん)及び歯周疾患検診、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診 保健指導ファイル	事前	
令和4年6月1日	3.個人番号の利用	番号法第9条 別表1 76項	番号法第9条第1項 別表第一の76の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第54条	事前	
令和4年6月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	未定	実施する	事前	
令和4年6月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠		【情報提供】 番号法第19条第8号、別表第二の102の2の項 【情報照会】 番号法第19条第8号、別表第二の102の2の項	事前	
令和4年6月1日	II-1 対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事前	
令和4年6月1日	II-1 時点	令和3年4月1日時点	令和4年2月1日時点	事前	
令和5年5月11日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市行政経営部デジタル戦略課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	事後	
令和5年5月11日	II-1 時点 II-2 時点	令和3年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和7年6月1日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津728番地の2 054-623-4791	焼津市行政経営部DX推進課 情報システム担当 425-0041 静岡県焼津市石津1丁目6番地の1 054-623-4791	事後	
令和7年7月22日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	焼津市健康福祉部健康づくり課 425-0035 静岡県焼津市東小川一丁目8番1号 054-627-4111	焼津市健康福祉部健康づくり課 425-8502 静岡県焼津市本町五丁目6番1号 054-627-4111	事後	
令和7年7月22日	5. 評価実施機関における担当部署①部署	健康福祉部健康づくり課長	健康福祉部健康づくり課	事後	
令和7年7月22日	3.個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第一の76の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府総務省令第5号)第54条	番号法第9条第1項 別表111の項	事後	
令和7年7月22日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②	【情報提供】 番号法第19条第8号、別表第二の102の2の項 【情報照会】 番号法第19条第8号、別表第二の102の2の項	【情報提供】 番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項、第141条 【情報照会】 番号法第19条第8号、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項、第141条	事後	
令和7年7月22日	II-1 時点 II-2 時点	令和5年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月22日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②	健康増進事業の実施に関する事務では、番号法 別表第二に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバーに格納する。中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを通じて関係する各機関と情報連携を行う。	健康増進事業の実施に関する事務では、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に基づき、保有する個人情報のうち情報提供に必要な情報を中間サーバーに格納する。中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを通じて関係する各機関と情報連携を行う。	事後	
令和7年7月22日	8. 人手を介在させる作業		十分である	事後	
令和7年7月22日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策		十分である	事後	